



学生生活の心構え

学生生活を送るうえで特に注意しなければならないことについて、生活に関わる身近なケースをもとに通学編と一般編(裏面)にまとめました。

2025年4月1日
東京あだち校舎 学生委員会

【通学編】

その1 通学

- 道路で横に並んで歩き、他人の通行を妨げる
 - 友人と大声で話しながら帰る
 - 自転車で速度を上げて走行する
- ⇒近隣の方の迷惑となります！



通学時の注意点

通学路を確認しよう！ →



- ① 谷塚駅からの通学は**通学路**を通過して登下校する
- ② 複数人で歩く際は横に広がらない
- ③ 大きな声での会話をしないよう注意する

大学の近隣は住宅街や団地があり、多くの方が生活しています。周囲の方へ配慮した通学を心掛けましょう。



自転車通学を行う場合（レンタサイクルを使用する場合を除く）、**事前の登録が必要です。**また、東京都・埼玉県では、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入が義務付けられています。



自転車通学時の注意点

自転車登録方法(教育支援課HP)



登録は毎年
必要です！

- ① **必ず自転車保険に加入すること**
- ② **自転車通学の登録を行うこと**
- ③ 乗車の際はヘルメットを着用すること
- ④ 交通ルールを守って運転しましょう
- ⑤ 駐輪時は必ず**施錠**しましょう
- ⑥ 所定の場所に止めましょう



自転車登録は5月末まで！
以降随時受付ますが、登録の無い自転車は撤去対象になることがあります。

その2 盗難

- 大学構内で置き引きをされてしまった
- 教室の椅子や机の上にカバンを放置して財布が紛失した
- 体育中、体育館内ロッカーの鍵を閉めておらず財布が紛失した
- 自転車の施錠をせずに駐輪したところ自転車がなくなった



短時間でも荷物を放置しない。キャンパス構内では常に荷物を携帯する。駐輪場やロッカー等を使用する際は必ず施錠する。

大学構内での紛失物、拾得物は教育支援課窓口まで申し出てください。

他人の荷物を盗むのは犯罪です

【一般編】

その3 SNS

- 学内共有のファイルサーバに不適切な内容(誹謗中傷)のファイルを保管した。
- Xで知り合った人と交際トラブルに発展し、ストーカー被害を受けた。



書き込んだ情報は瞬時に広まる

- ◆一度ネットの世界に発信した情報はコピーされ、半永久的に残り、完全には削除することができなくなります。
- ◆他人の悪口、ウソ、悪ふざけの投稿をすると「炎上」します。内容を考えずに「拡散」すると「加害者」とされる場合もあります。
- ◆匿名でも発言内容や過去の投稿内容、IPアドレスから発信元を特定されます

その4 悪質な勧誘

- 宗教団体などが正体を隠し、架空のサークルを名乗って勧誘してくる
- 個人情報把握しようとし、疑似的な信頼関係を構築しようとしてくる。
- しつこい勧誘やイベント参加要請、法外な値段や量の物品購入の推奨する。



きっぱり断る・報告や相談

一度団体に加入すると、脱会することは非常に困難です。見知らぬ人に安易に名前や電話番号を教えたりせず、「怪しい」と感じたらきっぱりと断り周囲に相談しましょう。

万が一、このような勧誘や被害にあった場合は、教育支援課まで相談してください。

その5 マルチ商法

- ・親戚の誘いで無料体験会に参加し、高額な商品を購入させられた。
- ・高校時代の友人に食事に誘われ、参加したら、簡単に儲けられるバイトだと紹介され、参加したら勧誘時の話と違い、まったく儲からず、在庫を抱えることに。

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。多くの場合、商品が売れず、在庫を抱えることとなります。友人を勧誘したりすると、友人関係にひびが入ることも。

商品購入を介さないものは「ねずみ講」であり、完全に違法なものです。

- ①身近な人からの勧誘でもきっぱり断る！
- ②安易に甘い言葉を信じて契約しない！
- ③高額な契約をするときは、一人で即決しないで周りの人に相談しましょう。
- ④契約・商品購入トラブル、悪質商法の被害、詐欺などの相談は教育支援課のほか、足立区消費者センター（03-3880-5380）に相談を。



その6 オンラインカジノ

- ・スロットやポーカーなどオンラインゲームの課金だと思いスマホから登録してプレイしてしまった。
- ・気づいたときには、賭けた金額が膨れ上がり止められなくなっていた。

オンラインカジノとは、スマホやPCなどを通じてインターネット上で行うギャンブルのことです。

日本国内からオンラインカジノで賭博を行うことは犯罪です。

オンラインカジノを運営している国において合法であっても、日本国内からそのサイトにアクセスして賭博を行うことは犯罪となります。スマホがあればいつでもプレイできるため、やめようと思っても簡単に抜け出せなくなってしまいます。

賭博罪：賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料